

(別紙1)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	斜里町

# 斜里町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 斜里町役場産業部農務課農政係  
所在地 斜里郡斜里町本町12番地  
電話番号 0152-26-8373  
FAX番号 0152-23-4190  
メールアドレス [sh.nousei@town.shari.hokkaido.jp](mailto:sh.nousei@town.shari.hokkaido.jp)



1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・ハシボソガラス・ハシブトガラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	斜里町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(ha)	被害金額(千円)
エゾシカ	馬鈴薯	3.94ha	
	てんさい	7.90ha	
	小麦	2.79ha	
	人参	1.04ha	
	豆類	0.90ha	
	小計	16.57ha	21,690千円
ヒグマ	馬鈴薯	0.10ha	
	てんさい	3.00ha	
	小麦	2.00ha	
	小計	5.10ha	6,409千円
カラス	てんさい	0.011ha	155千円

(2) 被害の傾向

エゾシカは防護柵の周りを歩きながら常に侵入出来るかを窺っており、冬期間などにおいて倒壊した箇所などから侵入し、農作物被害が発生している。

また、河川等防護柵の設置が困難な箇所からも侵入することから、河川付近の畑に多くの被害が生じている。その上、防風林に逃げ込んでいるエゾシカもいる為、防風林付近の畑からも被害が出ている。

ヒグマは様々な箇所から防護柵を乗り越えたり、防護柵の下の土を掘るなどして侵入し、畑の農作物に被害が出ている。また、銃を発砲できない夜間に被害が多発する傾向にある。

ハシボソガラス、ハシブトカラスは、農耕地を中心に作物の食害、子牛の捕食、配合飼料への食害など被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
エゾシカ	被害額(千円)	21,690千円	被害金額の5%削減
	被害面積(ha)	16.57 ha	被害面積の5%削減
ヒグマ	被害額(千円)	6,409千円	被害金額の5%削減
	被害面積(ha)	5.10 ha	被害面積の5%削減
ハシボソガラス ハシブトガラス	被害額(千円)	155千円	被害金額の5%削減
	被害面積(ha)	0.011 ha	被害面積の5%削減

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	侵入シカの捕獲要請。 ヒグマ対策パトロール及び捕獲。 カラス対策パトロール及び捕獲。 爆竹による追い払いや爆音機の設置。	日中出動可能な猟友会員の減少。 銃猟は夜間の出没個体に対して効果が無い。 一時的な効果はあるが、持続性がない。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の点検。 冬季間の積雪による加重で倒壊する木製防護柵箇所を補強。 倒木による金網フェンス切断箇所のフェンス張り。 防護柵設置部分の枝払い・下草刈り。	地域の農業者で構成する12の営農集団をそれぞれの支部とする「鹿防護柵施設維持管理組合」で防護柵を維持管理しているが、冬季間の積雪による防護柵の倒壊被害が多く、修繕費が高いため、修繕出来ない箇所が出てきている。 また、ヒグマは、無通電の防護柵では農地への侵入を防げない。

#### (5) 今後の取組方針

農業被害情報の共有化を図り、農用地への侵入防止対策として既存防護柵を適切な技術指導による維持管理を行うことにより、農作物の被害面積を削減する。また、生産者を対象に鳥獣による農作物被害に関するアンケート調査を実施し、今後の鳥獣被害防止対策に活かす。

また、北海道のエゾシカ保護管理計画との整合性を図るため、猟友会をはじめ各関係機関との連携により、鳥獣の生息動向などの情報を共有し、個体数管理や捕獲対策、輪採制による狩猟捕獲などを含めての対策を検討する。

- ・ヒグマ対策としてパトロール、追い払い及び被害に応じた捕獲を実施する。
- ・ヒグマによる農作物被害対策としては、電柵の整備による農地への侵入防止を図る。
- ・新たな猟友会会員の人材育成・現場技術指導の育成をするなど、既存の捕獲体制を含めて、組織連携強化を図る。
- ・令和6年度より、有害鳥獣による農作物の被害を防止し、鳥獣対策従事者を支援するため、ライフル銃取得の補助を行う。
- ・食肉としての有効活用体制の強化を図るため、食肉施設での技術研修を実施し人材育成を行う。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

北海道猟友会斜里支部斜里分会会長を対象鳥獣捕獲従事者代表として任命。  
猟友会に侵入シカの捕獲要請し、捕獲を実施。

エゾシカ対策は、6班体制での捕獲実施及び(株)エゾシカファームによる誘導捕獲柵を利用した捕獲の実施。

ヒグマ対策は、「ヒグマ管理対策事業（斜里町から別途業務委託）」により対応する。

市街地や国立公園内を含むヒグマ出没危機管理については、公益財団法人知床財団の専門家チームを中心に別紙「ヒグマ出没時の対応フロー」により対応を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6～8	エゾシカ	銃猟(ライフル銃等)による町内個体数調整捕獲 囲いわなによる町内個体数調整捕獲 箱わなによる町内個体数調整捕獲
	ハシボソガラス ハシブトガラス	銃猟による生活環境及び農林水産業被害防止捕獲

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>猟友会に侵入シカの捕獲を要請している。また、平成19年度から町内の民間企業がシカ捕獲・処理施設を整備し捕獲を行っている。知床半島ではエゾシカの生息密度は減少傾向にあるが、依然として農業被害は継続している。今後も、生息状況を勘案の上、捕獲計画数及び効果的な対策を検討する。近年は若いハンターが増加傾向にあることから、過去の捕獲実績平均に1割程度上乗せした捕獲数を設定する。</p> <p>令和5年度のヒグマの出没状況について、過去の大量出没年を大きく超える出没が発生し、斜里町におけるヒグマの捕獲数は、過去最高値であった。</p> <p>特に、人の生活圏(市街地や農地)にヒグマが大量に出没し、農地では例年よりも早い時期から農作物被害が発生した。</p> <p>出没個体に対しては、威嚇弾による追い払いや誘因物の除去、人間側の安全誘導などを中心に対応を進めるが、行動改善が見られず人身事故の恐れがある問題個体については、危険性評価の上、関係機関連携し捕獲による管理も必要に応じて実施する。</p> <p>ハシボソガラス・ハシブトガラスは、過去の捕獲実績などを勘案して設定する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	6年度	7年度	8年度
エゾシカ	359頭	359頭	359頭
ヒグマ	—	—	—
ハシボソガラス ハシブトガラス	23羽	23羽	23羽

捕獲等の取組内容
<p>銃器(ライフル銃等)による有害鳥獣(エゾシカ)の捕獲は、オチカバケ以西の斜里町一円・ウトロ高原地区において、4月～9月の期間に実施</p> <p>銃器(ライフル銃等)による狩猟期(10月～2月)エゾシカ捕獲は、希少猛禽類に配慮が必要な地区において、中断期間を設けるなどの対策を実施</p> <p>囲いわなによるエゾシカ捕獲は、マコイ及びウトロ地区において通年実施</p> <p>カラスの捕獲は、4月～9月下旬の期間に町内一円において銃器により実施</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	6年度	7年度	8年度
エゾシカ	新規の整備計画予定はない		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6	エゾシカ ヒグマ ハブ カラス ハブ カラス	防護柵施設の定期点検・防護柵周辺の雑草の除去、 雑木林の刈払い・防護柵の破損箇所の修理 パトロールの実施、電気柵の設置管理 パトロールの実施、農地周辺の誘引物除去啓発
7	同上	同上
8	同上	同上

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称 : 斜里町農作物鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
しれとこ斜里農業協同組合	事務・会計担当・農作物被害取りまとめ
鹿防護柵施設維持管理組合	鹿防護柵施設維持管理
斜里町役場 農務課	防止計画策定、関係機関との全体調整
斜里町役場 環境課	鳥獣生息調査、鳥獣捕獲申請、鳥獣被害対策実施隊の構成(捕獲要請)、ヒグマ管理対策業務(財団委託)など
網走農業改良普及センター 清里支所	鳥獣被害調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道猟友会斜里支部斜里分会	侵入シカ・ヒグマ・カラスの捕獲及びパトロール
公益財団法人 知床財団	エゾシカ・ヒグマ生息動向調査、専門家の見地からのアドバイス ヒグマ管理対策業務・自然環境保護管理対策業務など(町から受託)
網走地区森林組合	防護柵周辺の雑草の除去、雑木林の刈払い

(株) 知床エゾシカファーム	エゾシカの生体捕獲・肉等の加工・販売
オホーツク総合振興局 産業振興部整備課	防護柵施設の構造・品質管理の検討

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第9条第3項に規定する者とする。  
対象鳥獣の捕獲に関わる業務を行い、本町の被害防止計画に基づく被害防止対策を適切に遂行するものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

エゾシカ捕獲の効率化を図るため、囲いわな設置前にあらかじめドローンによる生息状況調査を行う。また、捕獲時には遠隔監視システムでの監視及び扉を操作する仕組みを構築する。ICTを活用しながら効率的な捕獲体制を整える。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカについては、民間の鹿生態捕獲施設で食肉に加工され、捕獲～養鹿～食品加工～流通までのシステム確立を目指している。また猟友会と地元関係機関が連携し地産地消の理念に基づき、捕獲後の肉の有効活用として、ウトロ温泉街を中心とした斜里町内へ供給し、主に、缶詰め・ジャーキー等に加工を行っている。  
残滓は所定の一時保管場所に搬入し、業者に処理委託することとしている。  
ヒグマ捕獲個体は、内臓等の一部を北海道環境科学研究センターへ試料提供する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし